



島根県報

平成28年4月28日（木）

号外 第 105 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部（会 計 課） 2
を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則（規則第69号）

1 規則の概要

- (1) 複数落札入札制度による競争入札に付する事項の予定価格は、島根県会計規則の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品等又は役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めるものとする。こととした。（第7条の2関係）
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う引用する条項の整理（第9条・第10条関係）

2 施行期日

平成28年5月1日から施行することとした。

規 則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第69号

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（複数落札入札制度の予定価格）

第7条の2 特例政令第10条第1項の規定による競争入札に付する事項の予定価格は、会計規則第62条第3項の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品等又は役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めるものとする。

第9条及び第10条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。